

副

本

平成24年(ワ)第3671号、平成25年(ワ)第3946号、平成27年  
 (ワ)第287号、平成28年(ワ)第79号、平成29年(ワ)第408号、平  
 成30年(ワ)第878号、令和3年(ワ)第3509号 大飯原子力発電所運転  
 差止等請求事件

原 告 竹本修三 ほか3464名

被 告 国 ほか1名

### 証拠申出に対する意見書

令和6年6月4日

京都地方裁判所第6民事部合議はB係 御中

被告国訴訟代理人 熊谷明彦 

被告国指定代理人 田中優希 

金友有理子 

古賀俊行 

酒井圭一 

稻田幸恵 

朝山陽子 

田原香織 

柏見健慎 

新井 吐夢   
鶴園 孝夫   
大淺田 薫   
長江 博   
高橋 潤   
平林 昌樹   
藤原 優月   
高橋 敏   
宮本 佳明   
仲村 淳一   
後藤 勇人   
藤田 喬郎   
井藤 志暢   
吉田 匡志   
田上 雅彦   
小林 源裕   
山本 千尋   
塩尻 浩貴 

石本正明   
吉田彩乃   
武智翼   
飯尾一輝   
安武祐太   
原貴彰   
直井雄基   
大浦早紀   
早川航平   
北川幸恵   
川村真也   
野田康一   
安藤成純   
和田樹 

被告国は、本意見書において、原告らの2024年（令和6年）4月16日付け証拠申出書（以下「本件証拠申出書」という。）記載の証人尋問及び原告本人尋問の各申出並びに2024年（令和6年）5月24日付け証拠申出書（以下「本件追加証拠申出書」という。）記載の原告本人尋問の申出に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、本意見書で新たに用いるもののはかは、従前の例による。

## 第1 被告の意見

原告赤松純平氏（以下「原告赤松氏」という。）に係る本人尋問の申出、原告村上道子氏、同齊藤信吾氏、同林森一氏、同添田光子氏及び同原龍治氏（以下、この5名を併せて「原告村上氏ら5名」という。）に係る各本人尋問の申出、並びに國分富夫氏、三瓶春江氏及び原告福島敦子氏（以下、この3名を併せて「証人2名及び原告福島氏」という。）に係る各尋問の申出については、いずれも必要性が認められず、速やかに却下されるべきである。

## 第2 理由

### 1 原告赤松氏の本人尋問を行う必要性がないこと

(1) 原告赤松氏に係る立証趣旨及び尋問事項並びに原告らの主張からすれば、仮に、原告赤松氏の意見を証拠資料として用いる必要があるとしても、その場合は、原告赤松氏の意見書を書証として取り調べれば足り、それを超えて原告赤松氏の本人尋問を行う必要はないこと

ア 原告らは、原告赤松氏の本人尋問の立証趣旨を「大飯原発敷地の地域特性、地盤特性について」及び「同原発の地盤特性についての原子力規制委員会の審査の過誤（審査すべき事項を審査しなかったこと）について」等とした上で、尋問事項として、「基準地震動策定における問題について」及び「基準地震動による地盤のすべり安定性評価における問題について」

等を挙げている（本件証拠申出書2及び3ページ）。また、2024年（令和6年）3月1日付け原告らの「証拠調に関する意見書」においては、原告赤松氏について「原告赤松純平氏に、これまで同氏が作成し、証拠として提出した意見書に基づいて、大飯原発敷地の地域特性、地盤特性、また同原発の地盤特性についての原子力規制委員会の審査の過誤（審査すべき事項を審査しなかったこと）等について伺う」としている。

イ しかしながら、当事者本人尋問とは、係争事実について当事者本人を尋問し、過去の事実を陳述させて、それを証拠資料とするために行われる証拠調べである（秋山幹男ほか・コメントール民事訴訟法IV〔第2版〕276ページ）。

かかるに、基準地震動に関する原告らの主張は、要旨、過去に基準地震動を上回る地震が各地の原発で繰り返し発生していること、活断層の長さを事前に明らかにすることは不可能であること、基準地震動の策定に用いられる入倉・三宅の式に過小評価の危険があること、誤認あるいは恣意的な作為により地盤をモデル化して評価していることなどを指摘し、基準地震動を上回る地震動が発生する危険性があるとして、被告関西電力が策定した基準地震動について不合理な点がある旨をいうものである（原告ら第54準備書面3(l)ア・12及び13ページ、同第56準備書面、同第76準備書面等参照）。そして、そのような原告らの主張、前記本件証拠申出書記載の原告赤松氏に係る立証趣旨及び尋問事項の記載内容並びにこれまでに提出された原告赤松氏作成の複数の意見書の記載内容に照らせば、原告赤松氏は、本人尋問において、自己が経験した過去の事実を供述するというものではなく、大飯発電所における基準地震動に関して自らの有する専門・学術的知見やこれに基づく意見を述べるものであるから、裁判所の面前で供述させ、その供述態度等によって供述内容の信用性を吟味する必要はなく、むしろ、意見書等の書証でその有する専門・学術的知見やこ

れに基づく意見を明らかにすべきであり、かつ、それで足りるというべきである。つまり、そのような専門・学術的知見やこれに基づく意見の証拠方法としては、人証調べによるよりも、意見書等の書証による方が正確性に資するといえ、適切なのである。

この点、原告らは、前記の立証趣旨に係る内容について記載した原告赤松氏の意見書（甲第234号証、甲第357号証、甲第358号証、甲第358号証の2、甲第422号証、甲第467号証、甲第481号証、甲第497号証、甲第510号証、甲第514号証、甲第576号証、甲第586号証、甲第587号証、甲第596号証ないし第598号証、甲第602号証、甲第603号証、甲第607号証及び甲第611号証）を提出しており、原告らにおいて更に立証を要するというのであれば、原告赤松氏の追加意見書等を提出することも可能であるし、これに対し、被告国も、必要に応じて反論を行うとともに、文献等の関係資料を書証として提出して反証すれば足りることから、原告赤松氏について本人尋問を実施する必要はない。

## (2) 小括

以上述べたとおり、原告赤松氏について本人尋問の必要性は認められないから、原告赤松氏に係る本人尋問の申出は却下されるべきである。

なお、原告赤松氏については、大津地方裁判所に係属中の別件訴訟（平成25年（ワ）第696号：差止めの対象には、大飯発電所3号機及び4号機が含まれている。）において、令和5年12月7日（主尋問）と令和6年3月21日（反対尋問）に証人尋問が実施されている。

## 2 原告村上氏ら5名の各本人尋問を行う必要性がないこと

(1) 原告らが主張する避難の困難性（ないし不可能性）や避難することによる被害の甚大性は、本件訴訟において主たる争点とはなり得ず、この点について人証調べを行う必要性はないこと

ア 原告らは、大要、原告村上氏ら 5 名の立証趣旨を、避難の困難性（ないし不可能性）や避難することによる被害の甚大性とした上で、尋問事項として、原告村上氏ら 5 名の居住場所等、当該居住場所における避難計画の内容及び当該避難計画に対する評価等を挙げている（本件証拠申出書 4 ないし 7 ページ、本件追加証拠申出書 2 ページ）。

イ この点、被告国第 5 準備書面第 2 の 1（9 ないし 13 ページ）及び被告国の令和 6 年 3 月 8 日付け第 6 準備書面（以下「被告国第 6 準備書面」という。）第 2 の 2（6 ページ）のとおり、我が国の法制度上、原子力発電所の安全規制については、深層防護の考え方（深層防護とは、防護策を多段階で配置し、各防護レベルが適切な要求水準を保ち、かつ、独立的に効果を発揮することとする考え方をいい、一般には、五つの異なる防護階層により構築されている。乙第 8 5 号証 1 8 ないし 2 1 ページ。）が適用されている。

そして、被告国第 5 準備書面第 2 の 1(2)イ（1 1 ないし 1 3 ページ）のとおり、原告らが主張する原子力発電所の周辺住民の避難に関する事項等は、深層防護の考え方における第 5 の防護階層に位置づけられるところ、被告国第 5 準備書面第 3 の 2(1)（2 6 ページ）及び同第 6 準備書面第 2 の 2（6 及び 7 ページ）のとおり、第 5 の防護階層が「事故に起因して発生しうる放射性物質の放出による放射線の影響を緩和すること」を目的とするものであることからも明らかなどおり、第 5 の防護階層に相当する原子力防災対策は、それより前の防護階層である第 1 から第 4 までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生するに至った場面において初めて現実的に問題となる対策である。

ウ 被告国第 5 準備書面第 1 の 1（7 及び 8 ページ）及び同第 6 準備書面第 2 の 1（5 及び 6 ページ）のとおり、本件訴訟において原告らが主張する被侵害利益は、大飯発電所の存在や運転によって大飯発電所の放射性物質

の有する潜在的危険性が顕在化することへの恐怖感、不安感を抱かずに生活を送る権利ないし利益であると解されるが、原告らが恐怖感、不安感を抱くような被告国の行為があったとして、これが法律上保護された利益に対する侵害行為として評価されるためには、原告らの生命、身体、健康に対する抽象的・潜在的な危険が存するというだけでは足りず、被告国の行為によって、これらに対する具体的な危険が生じていることが必要となるところ、本件においてこのような具体的な危険が生じているといえるためには、その前提として、少なくとも、大飯発電所の具体的危険性、具体的には、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等<sup>\*1</sup>が発生する具体的危険性が認められることが必要というべきである。そして、前記のとおり、第5の防護階層に相当する原子力防災対策が、第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、重大事故等が発生するに至った場面において初めて現実的に問題となる対策であることからすれば、第1から第4までの防護階層に相当する事項、すなわち、大飯発電所3号機及び4号機の新規制基準への適合性が確認されている場合、第5の防護階層である原子力防災対策に係る事情のみをもって、原告らの生命、身体、健康に対する具体的危険性を肯定する余地はないというべきである。この点に関しては、人格権に基づく原子力発電所の運転の差止請求の当否が問題となった事案に係るも

---

\*1 「重大事故」とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し（原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則4条）、この重大事故と同事故に至るおそれがある事故（ただし、運転時の異常な過度変化及び設計基準事故を除く。）を併せて重大事故等という（設置許可基準規則2条2項11号）。

のではあるが、被告国第5準備書面第3の2（29ページ）及び同第6準備書面第2の2（7及び8ページ）で指摘した名古屋高等裁判所金沢支部平成30年7月4日判決（判例時報2413・2414合併号71ページ）、大阪地方裁判所令和3年3月17日決定（裁判所ウェブサイト掲載）、広島高等裁判所令和3年3月18日決定（判例時報2523号9ページ）、福岡高等裁判所宮崎支部平成28年4月6日決定（判例時報2290号90ページ）、大阪高等裁判所平成29年3月28日決定（判例時報2334号4ページ）、福岡高等裁判所令和元年9月25日決定（丙第423号証）、大阪地方裁判所令和4年12月20日決定（丙第421号証）及び仙台地方裁判所令和5年5月24日判決（丙第446号証）も、被告国の前記主張と同趣旨を説示している。

エ 以上によれば、原告らが主張する避難の困難性（ないし不可能性）等により原告らの生命、身体、健康に対する具体的な危険があるといえるためには、避難計画の不備といった点に加えて、そもそも大飯発電所について、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的危険性があることが立証されなければならないのである。

そうだとすれば、本件訴訟において主たる争点となるのは、飽くまで、大飯発電所について、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的危険性があるかどうかであり、これとは別に、大飯発電所の原子力防災対策としての避難計画に不備があるかどうかが主たる争点となる余地はおよそないというべきである。

したがって、本件訴訟において、大飯発電所の原子力災害対策としての避難計画等の不備の有無について人証調べを行う必要性は認められない。

なお、念のため付言するに、被告国第5準備書面第3の3（29ないし

34ページ)のとおり、大飯発電所3号機及び4号機は、福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、海外の知見も参考にしつつ、各専門分野の学識経験者等の専門技術的見地に基づく意見等を集約して策定された新規制基準への適合性が確認されており、災害の防止上支障のないことが確認されているのであるから、大飯発電所について、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的な危険性があるとはいえない。

## (2) 小括

以上述べたとおり、原告村上氏ら5名についていずれも本人尋問の必要性は認められないから、原告村上氏ら5名に係る各本人尋問の申出はいずれも却下されるべきである。

### 3 証人2名の各証人尋問及び原告福島氏の本人尋問を行う必要性がないこと

#### (1) 本件訴訟の争点並びに証人2名及び原告福島氏に係る立証趣旨及び尋問事項等からすれば、証人2名の各証人尋問及び原告福島氏の本人尋問を行う必要性がないこと

ア 原告らは、証人2名及び原告福島氏の立証趣旨を、大要、証人2名及び原告福島氏の福島第一発電所事故発生前の生活状況、避難の経緯や避難生活の状況等とした上で、尋問事項として、それに関連する事項を挙げている(本件証拠申出書8ないし10ページ)。

イ しかしながら、前記2のとおり、本件訴訟において主たる争点となるのは、飽くまで、大飯発電所について、深層防護の考え方における第1から第4までの全ての防護階層が奏功せず、放射性物質の異常放出を伴う重大事故等が発生する具体的危険性があるかどうかであるところ、証人2名及び原告福島氏の福島第一発電所事故発生前の生活状況、避難の経緯や避難生活の状況等をもって、大飯発電所について、原告らの生命、身体、健康に対する侵害を招くような重大事故等が発生する具体的な危険性が何ら立

証されるものではないから、証人2名の各証人尋問及び原告福島氏の本人尋問を行う必要性は認められない。

## (2) 小括

以上述べたとおり、証人2名及び原告福島氏についていずれも尋問の必要性は認められないから、証人2名に係る各証人尋問及び原告福島氏に係る本人尋問の申出はいずれも却下されるべきである。

## 4 結論

以上のとおり、本件証拠申出書における証人尋問及び本人尋問の各申出は、いずれも尋問の必要性が認められないから、速やかに却下されるべきである。

以上